

# 晃陽学園からのお知らせ

現在、晃陽看護栄養専門学校は、**栄養士学科・調理師学科**が教育訓練給付制度の「**専門実践教育訓練**」の指定講座となっております。

此度の変更につきまして、**受給者(平成27年4月1日入学生以降)の給付金の給付割合が引き上げられるなど、今まで以上に社会人のキャリアアップ支援の体制が整って参ります。**

※**教育訓練給付制度とは**、労働者や離職者が自らの費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する**雇用保険の給付制度**です。公共職業安定所(ハローワーク)より受給が可能です。また、「**専門実践教育訓練**」の給付金支給を希望される場合は、**入学する1ヶ月前(3月)までに公共職業安定所(ハローワーク)に申請してください。**※詳細は下記の通りです。

## 平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

### [拡充内容]

<10月1日からの支給内容>

	一般教育訓練 (現行の教育訓練)	専門実践教育訓練
支給額 (受講者が支払った訓練経費×右欄の割合)	20%	40% (受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)
支給額の上限	10万円	32万円/年 (上記20%の追加支給を受けた場合にあっては48万円/年)
支給期間	最長1年	原則2年 (資格につながる場合は最長3年)

※ 45歳未満の離職者が下記1の支給対象に該当する場合には、離職前の給与に基づいて算出された金額(基本手当の半額)が受講中に給付される教育訓練支援給付金制度が創設されました(平成31年3月31日までの暫定措置)。

### [支給対象]

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の1又は2に該当する方です。

#### 1 10月1日以降に、初めて受給する場合

**受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方**

(10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要です。)

#### 2 10月1日以降に、2回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して**10年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方**

(10月1日以降に「一般教育訓練」の給付を受けた場合、次に専門実践教育訓練の給付を受給するためには、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して10年以上の雇用保険の被保険者期間等が必要となりますので、ご注意ください。)

※ 専門実践教育訓練給付を受ける場合には、前回受給から今回受講開始日前までに10年以上経過していることが必要です。

**※赤線・赤枠のところをご参照ください!**

詳細につきましては、お気軽に入学相談室金子までお問い合わせ下さい! ☎0280-31-7333